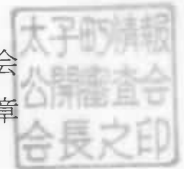


太 情 審 第 1 号

平成 25 年 6 月 13 日

太子町長 北 川 嘉 明 様

太子町情報公開審査会
会 長 森 川 正 章



個人情報の外部機関での保管について（答申）

平成 25 年 6 月 13 日付け太総務第 197 号で諮問のあった件について、別紙のとおり答
申します。

答 申

第1 審査会の結論

実施機関（太子町情報公開及び個人情報の保護に関する条例第2条第6号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）が検討している個人情報を外部機関において保管することについて、その個人情報の取扱い及び保管方法がいずれも適切であると認められるので、審査会としては妥当であると判断します。

なお、個人情報について、適正な維持管理に努め万全なセキュリティ対策を講じるとともに、外部機関に対して個人情報の取扱いに係る契約事項の遵守について、徹底を図られたい。

第2 実施機関の説明趣旨

（1）外部機関でのデータ保管について

実施機関は、被災者支援システム及び図書館システムにおいて、個人情報を外部機関に設置するサーバにおいて管理することを検討している。

うち、被災者支援システムについては、鳥取県情報センター（鳥取県鳥取市）に設置するサーバにおいて構築されており、現在は個人情報を当該サーバには保存せず、有事の際、個人情報を送信し利用することとしているが、平常時に最新の情報をサーバに送信しておくことにより、有事における迅速なシステムの利活用が期待できる。

一方、平成25年10月からの導入準備を進めている図書館システムについては、休日及び夜間の対応も必要となるため、外部機関のデータセンターにおける管理の方がシステムエンジニアによる監視体制が取られているため安定稼働が見込める。

また、現在稼働中の戸籍システムについて、東日本大震災において被災自治体保有の戸籍情報が喪失した経験より、戸籍情報の遠隔地保存が平成25年12月より予定されており、今後、町で稼働しているシステムの置換においてもバックアップデータの保管、システムの維持管理及び経費削減のためクラウド技術を利用したデータセンターでの情報管理を検討する必要がある。

（2）実施するメリットについて

外部機関のデータセンターの共同利用により運用・保守費用等の削減、災害時等におけるデータのバックアップ機能等が期待できる。

（3）セキュリティ対策について

実施機関とデータセンター間において回線を利用した情報の送受信については、データの暗号化等により個人情報の漏えい防止等のセキュリティ対策が取ら

れている。

外部機関のデータセンターについては、立地条件や設備面において、災害等非
常時においてもデータ保管が継続的かつ安全に実施できる対策が施されている。

全国的に、同様のクラウドサービスを利用する自治体は増加傾向にある。

第3 審査会の判断

個人情報の外部機関のデータセンターにおける保管については、国が実証実験等
を進めている自治体クラウドに見られるように、情報システムの共同化及び集約化
を進めることにより運営コスト及び管理・運営に係る業務負担の軽減並びにセキュ
リティの向上や災害時等におけるデータの遠隔地保管による迅速な復旧が期待で
きる。

また、外部機関のデータセンターは、常時厳重な入退出管理等が行われており、
情報の送受信についてもデータの暗号化等が図られているため、情報漏えい防止等
のセキュリティ対策が講じられている。

これらを勘案すると、個人情報の保護について適正な管理執行が見込まれるとと
もに、住民サービスの向上に資することが期待できる。

以上により、第1のとおり判断する。